

平成29年度 下條村 人事行政の運営等の状況を公表します

1. 職員の任命及び職員数に関する状況
新規採用 1名 (H29.4.1付け) 退職 0名 (H29.3.31付け) (平成29年4月1日現在)

Table with columns: 年度, 議会, 総務, 税務, 農林, 商工, 土木, 民生, 衛生, 小計, 特別行政, 公営企業, 合計. Rows for 29, 28, and comparison.

(注) 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を有する休職者、派遣職員などを含み、臨時及び非常勤職員を除いたものです。

2. 職員の給与の状況 (普通会計決算) (単位: 千円)

Table with columns: 区分, 職員数(A), 給与, 職員手当, 計(B), 1人当りの給与費(B/A). Row for 28年度.

3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

- ① 1日の勤務時間 8:30~17:15 7時間45分
② 1週間の勤務時間 38時間45分
③ 勤務時間を割り振らない日 土曜日及び日曜日
④ 休日 国民の祝日に関する法律に規定する休日・12月29日から1月3日
⑤ 休暇の種類 年次休暇・療養休暇・特別休暇・介護休暇・組合休暇

5. 職員のサービスの状況 良好

6. 職員の研修状況
① 一般研修 一般行政職員研修・中堅行政職員研修・課長研修
② 専門研修 法制執務研修・税務職員研修・会計職員研修

7. 職員の福祉及び利益の保護の状況
① 加入保険制度 長野県市町村職員共済組合
② 福利厚生 長野県市町村職員互助会・下條村役場職員互助会

8. 下伊那公平委員会報告
① 勤務条件に関する措置要求 なし
② 不利益処分に関する不服申し立て なし

4. 職員の分限及び懲戒処分の状況
① 分限処分 地方公務員法第28条第2項第1号及び職員の方限に関する条例第3条第2項の規定による休職(心身の故障のため、長期の休養を要する場合) 該当なし
② 懲戒処分 該当なし

議会 第3回下條村議会定例会 健全財政の維持続く 平成28年度決算を認定

会期 9月13日から 9月21日まで

平成29年第3回下條村議会定例会は、9月13日に召集され21日までの9日間の会期で行われました。一般質問と、報告1件、人事案件1件、条例制定2件、条例改正5件、決算5件、補正予算3件、請願2件、陳情2件、決議1件が提出され、審議の結果22件が可決されました。

▼二十八年決算を認定
二十八年年度の決算認定は、十三日に提案されて二十一日に審議が行われ、一般会計特別会計(国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療・村営水道)の五会計が認定されました。(詳細は二・三画)
▼一般質問は六氏より(敬称略)
初日に行われた一般質問は、次のとおりです。
●天竜公園阿智線伍和工区開通と下條村と阿智村との連携構築について 塩沢 道雄
●小松原・阿知原地区の埋め地の後利用について 竹村 宗次
●村の観光の活性化策について 福沢 敏
●村営水道及び個人、仲間で現在使用している上水道について 細田 達三
●下條村における有害鳥獣対策について 串原 肇
●①新生児の検査費補助について 串原 肇
●②子育て支援センターの運営について 串原 肇
(一般質問の様子は、議会当日ケーブルテレビなどで中継放送し、後日録画放送もします。下條村のホームページの中でもご覧いただけます)
▼報告
●平成二十八年年度下條村財政健全化判断比率等の報告について
平成二十八年年度の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率等の報告。実質赤字比率、連結実質赤字比率ともに黒字となっており、実質公債費比率はマイナス六・二で前年度を更に〇・五ポイント上昇しましたが、将来負担比率も今後支払う負債額等を基金残高が上回っているため、財政状況は引き続き非常に安定している旨の報告。
▼下條村消防団設置条例について
消防組織法の改正により消防団の設置、名称及び区域を条例で定めることとなったため名称「下條村消防団」区域「下條村一円」と改めて定められた。
▼下條村消防団条例の一部を改正する条例
消防団嘱託員の任命に關し「本村の区域内に在する事業所等に勤務する者」とし「班長以上の職に就き、かつ、当該職を退職した者」または「それと同等以上の消防に關する旨の報告」

▼下條村防災会議条例の一部を改正する条例
防災会議の所掌事務について、村長の諮問に應じ村の地域に係る防災に関する重要事項を審議することなどを加え、その委員構成についてより細やかに明記するよう改めました。
▼下條村災害対策本部条例の一部を改正する条例
災害対策基本法の一部改正に伴い、下條村災害対策本部条例の項番の変更を行いました。
▼下條村福祉医療費支給条例の一部を改正する条例
県の制度改正に伴い平成三十年八月一日より乳児から中学三年生までの子どもに限り福祉医療費を現物給付方式に変更することにしました。
▼下條村おとし住宅設置条例について
移住定住施策の一環として下條村におとし住宅を設置するための条例を新たに制定し、最大七日間の利用、利用料は無料と定められました。
▼下條村使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例について
村営住宅をおとし住宅として使用する場合は住宅使用料を免除とする改正を行いました。
▼下條村固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めるとについて
下田正英さんが九月三十日を持って任期満了となり、新たに堀尾伸夫さんを選任することに議会が同意しました。
▼平成二十九年子育て支援センター建設工事請負契約の締結について
「つどいの広場」(放課後児童クラブ)を充実させるための施設として新設するもので九月八日に八社による指名競争入札を行い七千五百六十万円で木下建設株式会社を落札し仮契約したことを議会が承認し事業への着手となりました。
▼補正予算
●一般会計(第三号) 二千九百万円増額
歳入の主なもの、普通交付税を増額。総務費補助金は当初予算で計上していた「おとし住宅整備事業」が元気づくり支援金事業として採択され増額しました。
●国民健康保険特別会計(第一号)
千八百十万円の増額
歳入の主なものは国民健康保険税が本算定により増額、平成三十年年度の国保都道府県化に向けた制度改正や情報集約システムの改修への補助として国庫支出金の増、療養給付費交付金の決定による減、委託料増による一般会計繰入金金の増、前年度繰入金増による増、これらの増減分と歳出との調整で基金繰入金を減としました。
●介護保険特別会計(第一号)
九百九十万円の増額
歳入の主なものは平成二十八年年度繰越金、平成二十八年年度介護給付費支払基金交付金等実績確定に伴う追加交付金、番号システム改修に対する補助金分として繰入金を増、基金繰入金を減としました。歳出の主なものは平成二十八年年度介護給付費支払基金交付金等実績確定に伴う償還金を増、番号システム改修の増、住宅改修費、基金積立金は減とし、総額は四億四千六百八十九万円となり可決されました。

●国民健康保険特別会計(第一号)
千八百十万円の増額
歳入の主なものは国民健康保険税が本算定により増額、平成三十年年度の国保都道府県化に向けた制度改正や情報集約システムの改修への補助として国庫支出金の増、療養給付費交付金の決定による減、委託料増による一般会計繰入金金の増、前年度繰入金増による増、これらの増減分と歳出との調整で基金繰入金を減としました。
●介護保険特別会計(第一号)
九百九十万円の増額
歳入の主なものは平成二十八年年度繰越金、平成二十八年年度介護給付費支払基金交付金等実績確定に伴う追加交付金、番号システム改修に対する補助金分として繰入金を増、基金繰入金を減としました。歳出の主なものは平成二十八年年度介護給付費支払基金交付金等実績確定に伴う償還金を増、番号システム改修の増、住宅改修費、基金積立金は減とし、総額は四億四千六百八十九万円となり可決されました。

●議決
「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求め、国庫負担度の増進を求め、教育予算の増進を求め、請願書について
●陳情
「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情について
「廃棄物の最終処分場建設について住民に寄り添った指導・判断を求めよう求める意見書」の採択を求める陳情書について
●意見書
五件の意見書が提出され可決されました。
●道路整備予算の拡充及び道路整備事業に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書
義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書
●国の責任による三十五人以下学級推進と、教育予算の増進を求め、意見書
●全国森林環境税の創設に関する意見書
●廃棄物の最終処分場建設について住民に寄り添った指導・判断を求めよう求める意見書
●第二回下條村臨時会
八月十八日、第二回臨時会が行われ、子育て支援センター建設事業の設計内容の精査による増額、前年より繰り越されてきた公共土木施設災害復旧工事、山二地区が湧水時発生による工法変更が必要となり国との協議の結果、増額が認められたこと等による一般会計歳入歳出補正予算(第二号)を調整したことを議題とし可決されました。
●一般会計(第三号) 千四百五十万円の増額
総額で二十五億二千五百万円。



税に関するお知らせ
村県民税・所得税の申告準備のお知らせ
●農業所得の申告について
一年間の収入の計算及び種苗、肥料等の経費を項目ごとにまとめ、明細書等の証拠書類の整理を今からご準備下さい。これらが不明の場合、申告にお時間がかり、他の皆様をお待たせすることになります。
●不動産所得の申告について
農地を貸し付けていて小作料を受け取っている場合や、駐車場等として貸し付けて地代を受け取っている場合など、金額の多少に係らず不動産所得を申告する必要があります。
●扶養親族の申告について
給与所得者や公的年金受給者は年末調整等で、事業所得者等は確定申告で、所得がない方を扶養親族として申告することで、所得控除を受けられますが、子どもさんやご両親を「夫婦で共に扶養親族として申告しているケース」が見受けられます。後々、修正申告が必要になることもありますので、十分ご注意ください。また、配偶者控除について、年間に三十八万円を超える所得が

ある方を、配偶者控除の対象とすることはできません。(配偶者特別控除に該当する場合があります)
●配偶者がお勤めの事業所等で収入金額をご確認下さい。また、学生等でアルバイトをされている方についても、扶養親族とする場合、所得の確認をしてから申告(年末調整等)いただきますようお願いいたします。
●ご不明な点は役場税務係・飯田税務署までお問い合わせ下さい。また、申告等の詳細は次号の広報と二月上旬の全戸配布文書でお知らせします。
●「平成二十九年分青色申告決算説明会」の開催
「営業・不動産所得」、「農業所得」のそれぞれで行われますので、ご都合をつけてご参加下さい。
●営業・不動産所得の方
十二月十四日(木) 十四時〜
下條村商工会館
●農業所得の方
十二月十三日(水) 十時〜
JAみなみ信州下条支所
多目的研修センター
決算説明会についてのお問い合わせは飯田税務署へ